

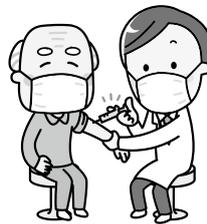
新型コロナワクチンの接種について

新型コロナワクチンの接種には、接種券が必要になります。町外から転入された方で接種券をお持ちでない方は、健康推進課コロナウイルス対策係までご連絡いただくか、直接窓口までお越しください。

初回接種を完了した5歳以上の全ての方を対象に、秋から冬(9月~12月)にかけて追加接種を1回行います。なお、65歳以上の高齢者や、重症化リスクの高い方および医療機関や介護施設等に従事する方を対象に、春から夏(5月~8月)にも追加接種を1回行います。

また、5歳から11歳までの方への小児用ワクチンの接種と同様に、生後6ヶ月から4歳までの方への乳幼児用ワクチンの接種も引き続き実施しています。

詳しくはホームページや予約サイトをご確認ください。



最新情報は
町ホームページを
ご覧ください。



利府町新型コロナワクチン接種コールセンター 受付時間変更のお知らせ

利府町新型コロナワクチン接種コールセンター(電話番号:0570-047474)について、以下のとおり受付時間を変更いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

令和5年7月1日~	変更後	9時~18時(平日のみ)
	変更前	9時~18時(土日祝含む)

☎ 健康推進課 コロナウイルス対策係(保健福祉センター内) ☎356-2125

税金や保険料をなぜ支払うの? ~改めて考えてみましょう~



◆なぜ「税金」が必要なの?

国や県、町では、皆さまが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な「公共サービス」や「公共施設」を提供しています。このような「公共サービス等」を提供するためには、多くの費用が必要になります。その費用を皆さまに公平に負担していただいているものが「税金」です。

国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険についても、加入者が病気やケガ、介護が必要になったときに安心して医療・介護サービスを受けられるように、加入者の皆さまで保険税(料)を負担し合うものです。

◆「納税(税金を納めること)」は国民の三大義務の一つです

国民の三大義務という言葉が学校の授業などで耳にされたことがあるかと思います。「納税」は「教育」、「勤労」と並んで国民の果たすべき三大義務の一つとして、日本国憲法に定められています。

◆納期限までに納付しましょう

皆さまに納付いただいた税金や保険料は、行政等のサービス提供に充てられる貴重な財源となりますので、皆さまが安心して豊かな社会生活を送ることができるよう、税金や保険料は期限内の納付にご協力をお願いします。



☎ 税務課 町民税係 ☎767-2117
資産税係 ☎767-2329
収納整理係 ☎767-2172